

令和7年度 ストップ・ザ・交通事故 県民運動

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道



令和6年秋の全国交通安全運動セレモニー
兵庫県立須磨東高等学校 書道部作品

兵庫県交通安全対策委員会

ひょうご交通安全憲章

私たち兵庫県民は、一人一人がくるま社会に生きる一員としての自覚と責任を持ち、交通安全運動の輪をひろげ、みんなが安全で安心できるふるさと兵庫を築くために、この憲章を定め、実践することを誓います。

- 1 私たちは、いのちの尊さを認識し、共に生きるこころを育み、交通モラルの向上に努めます。
- 1 私たちは、子どもやお年寄り、身体の不自由な人たちをいたわり、交通事故から守ります。
- 1 私たちは、運転中も歩行中も、注意深い行動をこころがけ、誰にも迷惑をかけない交通マナーを実践します。
- 1 私たちは、交通ルールを守り、人を傷つけたり、おびやかさない運転に努めます。
- 1 私たちは、環境にやさしいくるまの利用と運転をこころがけます。

平成12年9月制定 兵庫県交通安全対策委員会

topics

令和6年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール

受賞作品

兵庫県交通安全協会主催

最優秀賞

姫路市立飾磨西中学校 2年（当時）
和田 心奈さんの作品



金賞



洲本市立洲本第三小学校 6年（当時）
中市 萌賀さんの作品

令和7年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動

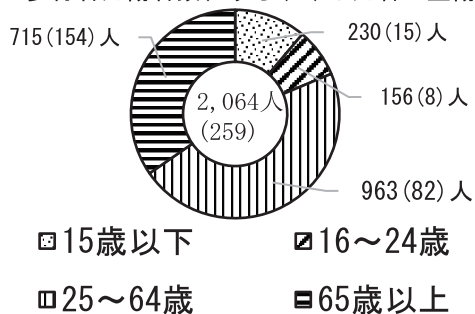
期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

令和6年中における県内の交通事故情勢は、発生件数、傷者数ともに減少していますが、死者数にあっては109人と、前年より6人増加しています。

○ 人身交通事故件数・死者数等

件数 15,551件(前年比 -730)	重傷者数 972人(前年比 -19)
死者数 109人(前年比 +6)	傷者数 18,353人(前年比 -760)

○ 歩行者死傷者数、うち()は死者・重傷者数



○ 自転車関係事故件数

件数 3,870件(前年比 -314)

乗用中死者 11人(前年比 -2)

○ 飲酒運転による事故

(自転車など車両が第1当事者による事故件数)

件数 106件(前年比 -11)

死者 8人(前年比 +2)

○ シートベルト非着用の交通事故死者数17人

うち着用していれば助かったと推測される人12人(非着用死者の70.6%)

令和6年
兵庫県
の交通事故
情勢

目的

尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」をつくることを目的とする。

推進
テーマ

○みんなでつくる 通学路の交通安全

○思いやる 気持ちで守る 高齢者

運動
重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通安全
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 5 全ての座席でのシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

四季
の運動

春の全国交通安全運動 : 4/6(日)～4/15(火)

夏の交通事故防止運動 : 7/15(火)～7/24(木)

秋の全国交通安全運動 : 9/21(日)～9/30(火)

年末の交通事故防止運動 : 12/1(月)～12/10(水)

交通
安全の
日

四季の運動の初日 : 交通安全意識を高める日

毎月 2 日 : 自転車安全利用の日

毎月 11 日 : 横断歩道おもいやりの日

毎月 15 日 : 高齢者交通安全の日

シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日

こども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動

次代を担うこどものかけがえのない命を交通事故から守ることが重要である。また、高齢者の人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢者の関係する交通事故が顕著となっている。これらの情勢に的確に対処するため、こどもと高齢者自身が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体でこどもと高齢者を思いやる意識を醸成する。

【実施内容】

- ・通学路や生活道路の見守り活動を始めとする交通安全対策の強化
- ・参加・体験・実践型のこどもと高齢者の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導の推進
- ・運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び安全運転相談ダイヤル（#8080）の周知並びに安全運転サポート車の普及啓発
- ・こどもや高齢者等交通弱者に対する思いやりのある運転の呼びかけ

自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動

自転車による信号無視や一時不停止等を始めとする交通違反は、交通事故に直結する危険な行為である。令和8年5月までに、一定の交通違反に対して交通反則通告制度が適用されることを見据え、自転車の交通ルールについて周知する必要がある。また「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、命を守る自転車乗車用ヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等への加入を徹底する。

【実施内容】

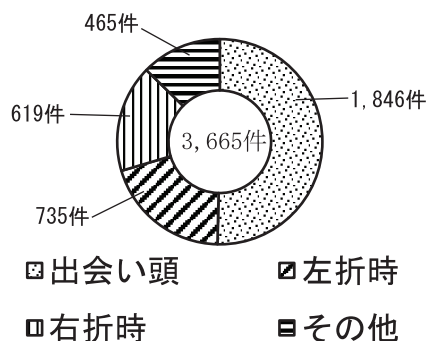
- ・自転車利用者に対する交通ルールの周知と「自転車安全利用五則」（注）を活用した指導と啓発
- ・酒気帯び運転禁止に対する罰則規定の周知
- ・全ての自転車利用者のヘルメット着用の促進
- ・安全な自転車通行空間の整備推進
- ・自転車の定期的な点検整備
- ・電動アシスト自転車や幼児同乗用自転車の安全利用の促進
- ・自転車損害賠償保険等加入義務の周知
- ・配達目的の自転車利用者に対する啓発及び指導

（注）自転車安全利用五則

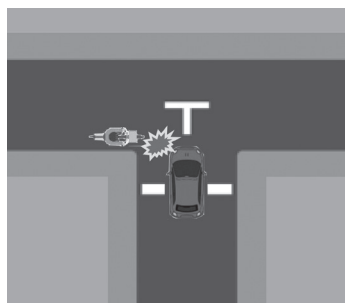
- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

topics 兵庫県での主な自転車と自動車の交通事故

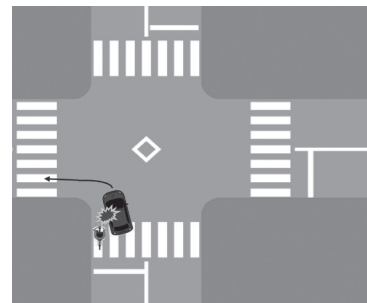
○ 自転車対車両の交通事故累計（兵庫県）



出会い頭衝突



左折時巻き込み



事故を防ぐために

- ・自転車は左側通行
- ・見通しが悪い交差点では双方徐行又は一時停止
- ・自転車も一時停止する
- ・車は左折時、左後方のミラー及び目視で確認
- ・自転車は車のドライバーから見えていない可能性を理解する
- ・車は早めの合図及び左側端に寄せる

飲酒運転根絶運動

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である。その危険性、反社会性を県民一人一人が認識し、行動することにより、「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶する。

【実施内容】

- ・飲酒運転の悪質性や危険性を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進
- ・自転車や特定小型原動機付自転車も飲酒運転が違法であることの周知
- ・飲酒運転追放「三ない運動」(注1)の徹底及び「ハンドルキーパー運動」(注2)の促進
- ・車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底
- ・「飲酒運転追放宣言」への賛同の推進

(注1) 飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転する時は酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

(注2) ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅等まで送り届ける運動

シートベルト・チャイルドシート着用運動

シートベルトの正しい着用やチャイルドシートの適正な使用は、自動車乗車中の交通事故発生に際して、被害軽減効果が高い。全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。

【実施内容】

- ・街頭キャンペーンや各種広報媒体の活用による全席シートベルト着用など、県民の関心を高める広報啓発、安全教育の推進
- ・シートベルト、チャイルドシート着用の必要性や年齢、体格に応じた適正な使用方法の周知

夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、夜間にかけて視認性が低下し、歩行者や自転車の発見が遅れることによる交通事故の多発が懸念される。よって、車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服の着用、反射材用品等の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。

【実施内容】

- ・点灯推奨時間を目安とした早めのライト点灯の呼びかけ
- ・前照灯の自動点灯(オートライト)機能やデイルイトの活用推進
- ・対向車や先行車がない状況における原則走行用前照灯(ハイビーム)活用の推進
- ・外出時の明るい衣服等の着用や反射材用品等活用の推進

点灯推奨時間

※日没時間の
概ね1時間前

季節	点灯推奨時間
秋季・冬季(9月～2月)	午後4時
春季(3月～5月)	午後5時
夏季(6月～8月)	午後6時

横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動

横断歩道横断時における重大な交通事故が発生している状況を踏まえ、横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。

【実施内容】

- ・横断歩道は歩行者優先であることについての関心を高める広報啓発
- ・交通安全講習を始めとするあらゆる機会における「横断歩道合図(アイズ)運動プラス」の周知
- ・歩行者等の安全な横断を確保するための横断歩道の整備、補修の推進
- ・「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同の推進
- ・歩行者に危険な道路横断をさせないための各種取り組み

各種活動の紹介

横断歩道 歩行者優先宣言

横断歩道 歩行者優先宣言

私は横断歩道での交通事故ゼロを目指します
車両を運転中は

一 信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確拠と減速を行う

一 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる

一 横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名)

〇〇 (役職)

兵庫県交通安全対策委員会会長
兵庫県知事 齋藤 元彦 印

～横断歩道 歩行者優先宣言書サンプル～

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践していただくことにより、社会全体で横断歩道での歩行者を優先する意識の向上を促していくことを目的としています。

応募方法等については
兵庫県HP参照



賛同事業所
令和6年12月末、2,157事業所

飲酒運転追放宣言

飲酒運転追放宣言

飲酒運転は絶対に許さない
私たちは安全で安心な
兵庫をつくるため

一 酒を飲んだら車を運転しない

一 運転する時は酒を飲まない

一 運転する人には酒を飲ませない

の「三ない運動」を実践し
飲酒運転を兵庫から
追放することを宣言します

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名)

〇〇 (役職)

兵庫県交通安全対策委員会会長
兵庫県知事 齋藤 元彦 印

～飲酒運転追放宣言書サンプル～

この宣言は、平成19年9月25日に兵庫県公館において開催された「交通安全県民大会・飲酒運転追放県民大会」において飲酒運転による悲惨な交通事故をなくすため、参加者全員で採択し力強く宣言を行った宣言文です。

この宣言書を家庭や職場などで活用していただき、飲酒運転を兵庫から追放しましょう。

応募方法等については
兵庫県HP参照



賛同事業所
令和6年12月末、3,877事業所

キッズ交通安全官

キッズ交通安全官とは

- 飲酒運転を追放するため、「三ない運動」の実践を家族に約束してもらう
- 地域で開催される行事や交通安全運動などに参加して、「三ない運動」の実践を呼びかける
- 兵庫県内に住む小学生で、飲酒運転の根絶に取り組むため保安官に応募をした者から兵庫県交通安全対策委員会会長が任命する
- 保安官の任期は、任命日から小学校卒業までとする



～キッズ交通安全官活動状況～

キッズ交通安全官の
応募はこちらから



交通安全教育用ビデオ・DVDのご案内

交通安全教育と交通安全思想の普及啓発に役立てるため、交通安全教育ビデオ・DVDの貸出を無料で行っています。

企業、団体で行う交通安全研修や自治会、老人会、子供会等で行う催しなどには是非ご活用ください。

ビデオ・DVDの内容は

- ・ 一般向け
- ・ 高齢者向け
- ・ 運転者（ドライバー）向け
- ・ 幼児、諸学生向け
- ・ 自転車利用者向け
- ・ 外国人の方向け



～貸出用ビデオ・DVDサンプル～

等となっております、15分から30分程度の時間となっております。

貸出するビデオ・DVDの一覧や申込方法等の詳細は、兵庫県HPをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 県庁2号館2階

兵庫県県民生活部くらし安全課 交通安全対策班

Tel: 078-362-3879(直通) Fax: 078-362-4465

E-mail: seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県HP

交通死亡事故多発警報発令基準

目 的

交通死亡事故が多発し、緊急に対策を講ずる必要がある場合に、全県的に交通死亡事故多発警報を発令し、県民に注意を喚起するとともに、市町をはじめとする関係機関・団体等が協力して、総合的かつ集中的な交通死亡事故抑止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とします。

発令者

兵庫県交通安全対策委員会会長
(兵庫県知事)

発令期間

発令日から原則10日間とします。

発令基準と時期

県内において7日間の交通事故死者累計が9人以上となり、それが2日連続した場合、かつ、緊急に対策を講ずる必要があると認めた時。

交通死亡事故多発注意報発令基準

目 的

交通死亡事故が多発し、交通死亡事故多発警報の発令基準には至らないが、早急に対策を講ずる必要がある場合に、県民局等单位で交通死亡事故多発注意報を発令し、地域住民の注意喚起を図るとともに、関係機関・団体等が協力して交通安全活動を展開し、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とします。

発令者

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動地域推進協議会会長等

発令期間

県民局・県民センター	死 者 数 基 準	県民局・県民センター	死 者 数 基 準
神戸	7 日 間 / 5 人 以 上	中 播 磨	7 日 間 / 3 人 以 上
阪 神 南	7 日 間 / 3 人 以 上	西 播 磨	7 日 間 / 4 人 以 上
阪 神 北	7 日 間 / 3 人 以 上	但 馬	7 日 間 / 3 人 以 上
東 播 磨	7 日 間 / 3 人 以 上	丹 波	7 日 間 / 3 人 以 上
北 播 磨	7 日 間 / 4 人 以 上	淡 路	7 日 間 / 3 人 以 上

このほか、社会的反響の大きい事故が連続して発生し、かつ、早急に対策を講じる必要がある場合に発令することがあります。

発令基準等の詳細については、
兵庫県HP参照



推進機関・団体及び協働団体の主な活動状況

(令和6年度)

一般社団法人 自家用自動車協会連合会

令和6年度中、選任されている安全運転管理者等、約15,000人を対象に、兵庫県下63会場において、安全運転管理者等講習を開催しました。

道路交通法施行規則が改正され、一定台数以上の車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックが、目視等確認に加え、アルコール検知器を用いて確認することが義務づけられたことから、「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」の実現のため、飲酒運転根絶意識の更なる向上を目指した講習を実施しました。



(講習の状況)

一般社団法人 兵庫県自動車整備振興会

令和6年11月16日(土)・17日(日)、神戸メリケンパークで開催された「兵庫カーライフ・フェスタ2024」において、先進安全機能を備えた次世代自動車の展示・乗車体験などが行われました。

その際将来にわたり安全・安心なカーライフを提供できるよう、高校生を対象に自動車整備士に関するアンケート調査や整備専門学校等の紹介を行い、未来の自動車整備士の人材確保、育成に努め豊かで健全なクルマ社会の実現を目指しました。



(イベントの状況)

推進機関・団体(順不同)

兵庫県	兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県議会	(一社)兵庫県私学総連合会
兵庫県警察	兵庫県国公立幼稚園・こども園長会
兵庫県市長会	(公社)兵庫県保育協会
兵庫県町村会	兵庫県交通安全協会婦人部連絡協議会
兵庫県連合自治会	兵庫県地域交通安全活動推進委員協議会
兵庫県連合婦人会	(一社)兵庫県自家用自動車協会連合会
(子育て応援ネット)	(一社)兵庫県トラック協会
(日本赤十字社兵庫県支部)	(公社)兵庫県バス協会
(一財)兵庫県交通安全協会	(一社)兵庫県タクシー協会
神戸市	(一社)兵庫県指定自動車教習所協会
各市町	自動車安全運転センター兵庫県事務所
兵庫県教育委員会	軽自動車検査協会兵庫事務所
神戸市教育委員会	(一社)日本二輪普及安全協会
各市町(組合)教育委員会	兵庫県・神戸市道路利用者会議
兵庫県公安委員会	地区交通安全協会
神戸地方検察庁	地区地域交通安全活動推進委員協議会
国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部	地区自家用自動車協会
国土交通省近畿地方整備局	兵庫県高速道路交通安全協議会
厚生労働省兵庫労働局	西日本旅客鉄道(株)兵庫支社
加古川刑務所	阪急電鉄(株)
(独)自動車事故対策機構兵庫支所	阪神電気鉄道(株)
西日本高速道路(株)関西支社	山陽電気鉄道(株)
阪神高速道路(株)管理本部 神戸管理・保全部	神戸電鉄(株)
本州四国連絡高速道路(株)神戸管理センター	(一社)日本自動車連盟兵庫支部
兵庫県道路公社	(一社)兵庫県建設業協会
神戸市道路公社	兵庫県石油商業組合
兵庫県弁護士会	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
(一社)兵庫県医師会	(公社)日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会
(一社)神戸市医師会	日本放送協会神戸放送局
(公社)兵庫県看護協会	サンテレビジョン
兵庫県下消防長会	(株)ラジオ関西
兵庫県商工会連合会	兵庫エフエム放送株式会社
神戸商工会議所	朝日新聞神戸総局
兵庫県経営者協会	毎日新聞神戸支局
神戸市婦人団体協議会	読売新聞神戸総局
(公財)兵庫県老人クラブ連合会	産経新聞神戸総局
(一社)神戸市老人クラブ連合会	共同通信社神戸支局
兵庫県PTA協議会	神戸新聞社
神戸市PTA協議会	日本経済新聞神戸支社
兵庫県都市教育長協議会	時事通信社神戸支局
兵庫県市町村教育委員会連合会	

協働団体（順不同）

兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商店連合会
神戸市商店街連合会
神戸市自治会連絡協議会
（公社）兵庫県シルバー人材センター協会
（一社）兵庫県鍼灸師会
（社福）兵庫県社会福祉協議会
（公財）兵庫県身体障害者福祉協会
（社福）神戸市身体障害者団体連合会
全兵庫個人タクシー事業協同組合
神戸個人タクシー事業協同組合
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
神戸市民生活協同組合
兵庫県交通共済協同組合
兵庫県軽自動車協会
（一社）兵庫県自動車整備振興会
兵庫県自転車軽自動車商業協同組合
兵庫県駐車場協会連合会
（一社）日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
交通労連兵庫県支部
兵庫県百貨店協会
兵庫県全料飲生活衛生同業組合連合会
兵庫県小売酒販組合連合会
兵庫県青少年団体連絡協議会
神戸市青年団体協議会
日本ボーイスカウト兵庫連盟
（一社）ガールスカウト兵庫県連盟
兵庫県子ども会連合会
兵庫県消費者団体連絡協議会
神戸市消費者協会
（一社）兵庫県道路標識標示業協会
兵庫県レンタカー協会
地区ロータリークラブ
ライオンズ国際協会335-A、335-D地区（兵庫一円）
兵庫県興行協会
伊丹産業（株）
西日本電信電話（株）兵庫支店
日本たばこ産業（株）神戸支店
全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部
兵庫県生命保険協会
（一社）日本損害保険協会近畿支部
損害保険ジャパン日本興亜（株）
三井住友海上火災保険（株）
あいおいニッセイ同和損害保険（株）
a u 損害保険株式会社
ジェイ・ディ共済協同組合
東京海上日動火災保険（株）
JSA中核会神戸支部

交通事故相談

1 相談窓口

名称	所在地	電話	実施日	対象
兵庫県交通事故相談所 (本所)	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 (兵庫県民総合相談センター内)	078-360-8521	毎週月・火・木・金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00	—
兵庫県交通事故相談所 (姫路支所)	姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎2階	079-281-9300	毎週水曜日 9:00~12:00、13:00~16:00	—
兵庫県交通事故相談所 (豊岡支所)	豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎1階	0796-23-8008	毎週水曜日 9:00~12:00、13:00~16:00	—
神戸市市民相談室 (市民情報サービス課)	神戸市中央区加納町6-5-1 (神戸市役所1号館18階)	078-321-0033	毎週月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00 ※相談は電話で実施	神戸市内在住、在勤、在学の方
姫路市市民総合相談室 (市民相談センター)	姫路市安田4-1 (姫路市役所)	079-221-2102	毎週月~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00 ※受付は16:00まで	
(公財) 日弁連交通事故相談センター 明石相談所 (明石市政策局市民相談室)	明石市中崎1丁目5-1 (明石市役所本庁舎2階)	078-918-5002	毎週第2・4金曜日 13:00~15:30 (1組30分以内) ※要予約 (平日8:55~17:40)	
西宮市交通事故相談 (政策局市長室市民相談課)	西宮市六湛寺町10-3 (西宮市役所1階市民相談課)	0798-35-3100	毎週水曜日 13:00~16:00 ※前日までに要予約 ※毎週火曜日から翌週水曜日の予約ができます	西宮市内在住、在勤、在学の方
伊丹市役所弁護士相談 (交通事故) (市民自治部まちづくり室市民相談課)	伊丹市千僧1-1 (伊丹市役所)	072-784-8011	第4水曜日 13:00~16:00	伊丹市内在住、在勤、在学の方
(一財) 兵庫県交通安全協会 (兵庫県交通安全活動推進センター内)	神戸市中央区下山手通5-5-14	078-371-2262	毎週月~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00	—
(公社) ひょうご被害者支援センター	神戸市中央区下山手通5-5-16	078-367-7833	毎週月・火・木・金曜日 10:00~16:00	—

※祝日・年末年始は実施していません

2 弁護士相談 (予約制)

名称	所在地	電話	実施日	対象
(公財) 日弁連交通事故相談センター 神戸相談所	神戸市中央区橘通1-4-3 (兵庫県弁護士会館内)	078-341-1717	毎週火・金曜日 10:00~12:30、13:00~15:30	—
(公財) 日弁連交通事故相談センター 阪神相談所	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5階5010号 (兵庫県弁護士会館阪神支部内)	06-4869-7613	毎週水曜日 10:00~12:30、13:00~15:30	—
(公財) 日弁連交通事故相談センター 姫路相談所	姫路市北条1-408-6 (兵庫県弁護士会館姫路支部内)	079-286-8222	毎週月・木曜日 13:00~15:30	—
兵庫県民総合相談センター (法律相談)	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階	078-360-8511	毎月第2・4水曜日 13:30~16:30 ※面談のみ、要予約	—
兵庫県民総合相談センター (テレビ電話による法律相談)	—	—	毎週木曜日 13:30~15:30	神戸市以外の方

※祝日・年末年始は実施していません

※兵庫県民総合相談センター(テレビ電話による法律相談)の予約申込は最寄りの県民局、県民センターへ

兵庫県交通安全対策委員会 事務局
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県民生活部くらし安全課交通安全対策班
TEL: 078-362-3879
E-mail: seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp